

○金融庁告示第 号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第 号）附則第三項の規定に基づき、同令附則第二項の規定を適用しない銀行及び銀行持株会社を次のように定め、平成二十六年 月 日から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第三項に規定する金融庁長官の指定する銀行（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）第十四条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）及び銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）は、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項及び二の項の銀行の欄に掲げる銀行及び同告示第四条に掲げる銀行持株会社とする。